

令和7年度12月補正予算案（12/3追加提案）の概要

1 基本的な考え方

職員の給与に関する条例等の改正に伴い、職員の給料月額の改定や教職調整額の引上げ等に必要な予算（人件費のみ）を計上するもの。

2 補正予算の規模

（単位：百万円）

区分	現計 A	今回補正予算 B	補正後計 A+B
一般会計	1, 276, 512	9, 459	1, 285, 971
特別会計	473, 350	—	473, 350
企業会計	141, 459	624	142, 083
計	1, 891, 321	10, 083	1, 901, 404

- ・今回の補正予算に係る所要の一般財源については、前年度からの繰越金を充当した。
- ・特別会計は、改定所要額が既定予算で対応可能なため補正なし。

令和7年第4回定例会提案予定の主な議案（追加提案）の概要

番号	条例名（担当課）	内 容
1	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	<p>人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするもの</p> <p>1 月例給の引上げ 平均改定率+3.01% (1) 給料表の引上げ (2) 初任給調整手当の引上げ 最高限度額 310,000円 → 310,800円（医師） 51,600円 → 52,100円（医療大学教官）</p> <p>2 期末・勤勉手当の引上げ 年間支給月数 4.6月分 → 4.65月分（一般職） 3.45月分 → 3.5月分（特別職）</p> <p>3 宿日直手当の引上げ 通常の宿日直 4,400円 → 4,700円</p>
2	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例（教育庁総務課）	<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い、所要の改正をしようとするもの</p> <p>1 時間外勤務手当等の代わりに非管理職の教育職員に支給する教職調整額の引上げ (現行) 給料月額の4% → (改正後) 給料月額の10% ※令和8年から令和13年にかけて段階的に1%ずつ引上げ</p> <p>2 管理職の給料の加算額の引上げ 校長（現行）0円 → (改正後) 3,800円又は4,000円 教頭等（現行）7,500円又は7,700円 → (改正後) 11,500円</p> <p>3 義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給される義務教育等教員特別手当について、学級担任への加算を行うための上限額の引上げ等 (現行) 8,000円 → (改正後) 8,600円</p> <p>4 その他所要の改正</p>